

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴って発生しうる法律問題として、地震保険が注目されると思っていますので、今回は、今一度、地震保険制度について、確認しておきたいと思います。

Q₁ 私の自宅は火災保険には入っていますが、地震保険には入っていません。この場合、地震による火災によって、自宅が焼失した場合は補償されるのでしょうか。また、地震による火災の延焼により自宅が焼失した場合は補償されるのですか。

A₁ 補償されません。そこで、地震による火災に備えるためには、火災保険と併せて地震保険を契約する必要があります。ちなみに、地震保険は単独では契約することはできず、火災保険とセットで契約する必要があります。

地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものであり、居住用建物または家財が全損、半損または一部損となった場合に保険金が支払われます。

Q₂ 地震保険の保険金額はどのように決められているのですか。

A₂ 地震保険で支払われる保険金は、地震保険契約で定めた保険金額（地震保険金額）と損害の程度によって決まります。

地震保険の保険金額は、主契約である建物または家財の火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内とされていますが、建物については、5,000万円、家財については1,000万円が限度です。そして、地震保険で実際に支払われる保険金額は保険の対象である建物または家財の損害の程度（「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。全損のときは建物または家財の地震保険金額の全額（時価が限度）、半損のときは建物または家財の地震保険金額の50%（時価の50%が限度）、一部損のときは建物または家財の地震保険金額の5%（時価の5%が限度）が支払われます。

Q₃ 地震保険の「全損」、「半損」、「一部損」の基準は何ですか。

A₃ 地震保険の保険金の支払に際し、建物または家財が「全損」か否かによって、支給額がかなり違ってきますので、「全損」と認められるかどうかということが極めて重要になってきます。

建物の場合、「全損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の50%以上である損害、または焼失もしくは流出した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上である損害をいい、「半損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の20%以上50%未満である損害、または焼失もしくは流出した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満である損害をいい、「一部損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の3%以上20%未満である損害、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないときをいう、とされています。

家財の場合、「全損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の80%以上である損害をいい、「半損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の30%以上80%未満である損害をいい、「一部損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の10%以上30%未満である損害をいう、とされています。

Q₄ 現在、火災保険しか入っていないが、これからでも地震保険に入れるのですか。

A₄ 既に火災保険に入っているのであれば、その契約期間の中途からでも地震保険に加入することはできます。

Q₅ 地震保険に加入するに際し、割引制度や税金の控除制度はあるのですか。

A₅ 財務省ホームページによると、割引制度として、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」の4種類が設けられており、税金の控除制度として、所得税が最高5万円、住民税が最高2万5000円を総所得金額等から控除できるようになっています。詳しくは、財務省のホームページ（地震制度の概要等）をご覧ください。